

設計時施工技術検討会の設置について

1. 現状の課題と対応について

◆背景

◎品確法の改正(H26.6.4施行)

○改正目的

- ①現在及び将来の公共工事の品質確保
- ②担い手の中長期的な育成確保

○発注者の対応
公共工事の発注者は、本改正法の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を適切に実施することが求められる。

◆現状の課題

入札不調

契約済工事の手戻り

・仮設工法が現場とあっていない

・現場条件にあっていないため大幅な変更が必要。
・設計にはない安全対策や追加調査が必要。

課題への対応

◆県北建設事務所での取り組み

【所内技術検討会の設置】

(H25.9.5要領作成)

- ・特殊な工法による施工
- ・現場に適した仮設工法など

必要に応じ外部の専門家(アドバイザー)からの意見をもらうことを試行的に実施した。

技術検討会

意見、助言

アドバイザー

検討結果
反映

設計業務

発注者⇄コンサルタント

平成25年9月10日 覚書締結→アドバイザー派遣

- ・建設業協会(県北支部、二本松支部)
- ・地質調査業協会

◎検討実施状況

H25.26年度3件実施

○蛭川 町頭橋

- ・地盤改良時の排土、処理作業を考慮し、施工基面高を変更した。
- ・地盤改良中に使用しないクレーンの扱いについて在場と返却を費用比較した。
- ・上流側仮設矢板の一部引抜きについて人家への影響を検討し可否を判断した。

○小浜川 下川西橋

- ・仮設土留矢板の地盤条件により対応可能な工法への変更を行った。
- ・現場の周辺状況から上部工桁の適正な搬入ルートの設定を行った。

○安達太田川 下田橋

- ・仮締切りの土のうを1段から2段に変更、排水も常時排水とした。

より現場条件にあった設計となった

実施状況を検証し全県下で技術検討会を試行的に実施

2. 設計時施工技術検討会について

◆設計時施工技術検討会設置要領

1. 目的
・橋梁やトンネル等の構造物や仮設工法などについて、施工する上でより現場条件にあった設計、工法を検討するため、設計業務の委託期間中において設置する「設計時施工技術検討会」に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 進め方
3. 検討会
・土木部(技術管理課)にて設置要領を定め、案件ごとに各発注機関において設置する。
 - 1) 部長以下で構成する。
 - 2) 外部アドバイザー
 - ① 外部アドバイザーを設けることができる。
 - ② アドバイザーの派遣について福島県土木部と福島県建設業協会、福島県地質調査業協会との間で覚書を取り交わす。
 - ③ 覚書に基づき派遣を要請し、アドバイスをもらう。
 - ④ 旅費と報償費で対応する。(県の基準による)
4. 検討結果について
 - 1) 職員の技術力向上に資するように、部内での積極的な情報共有を行う。
 - 2) 検討案件ごとに結果は公表し、透明性の確保を図る。

県北建設事務所
の実施状況

- ◎効果、検証
- ・手戻りのない設計により事務の軽減
 - ・工期の短縮(工事中止等の発生抑制)
 - ・入札不調対策
 - ・検討内容の情報共有による技術力の向上
 - ・検討結果の公表による透明性の確保を図る必要

◆今後のスケジュール

設計時施工技術検討会設置要領

2/27
課室長会議
説明(意見照会)

事務所
意見照会

3/12
部定例会
説明

4/28
関係団体との
覚書締結

4/28
事務所通知
H27年度取り組
み案件の照会

H27年度より
実施